

主な内容

CONTENTS

・要約筆記をご存知ですか	8
・福祉バザー ほか	9
・家用自動車有償運送サービス	10
・地域福祉権利擁護	11
安心ネットワーク事業	11

みんなで築く
みんなの福祉
みんなの未来あした

要約筆記をご存知ですか？

要約筆記は耳の不自由な人のためのコミュニケーション保障手段の一つです。話し手の内容をつかみそれを筆記して耳の不自由な人に伝えます。

要約筆記通訳には、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があります。病気、事故などによる中途失聴者や、難聴者、高齢になって耳が遠くなりコミュニケーションに不自由を感じている人が、会議・講演会等に参加したいとき要約筆記通訳を依頼することができます。

岡谷市の要約筆記者派遣制度は耳が聞こえなくなりコミュニケーションに不自由な思いをされている方の社会参加を支援するための制度です。

(通訳者には守秘義務がありますので安心して利用できます)

要約筆記について詳しく知りたい方は、お気軽にご相談お問い合わせください。

問合せ《要約筆記について》 岡谷市社会福祉協議会

☎24-2121 FAX24-3555

《派遣申請について》 社会福祉課 (内線1256) FAX22-8492

『要約筆記グループつぼみ パソコン要約筆記部』紹介



私たちは、岡谷市のパソコン要約筆記奉仕員養成講座を受講し、昨年度基礎課程を、今年度応用課程を修了し、この度、岡谷市に登録致しました。

これから通訳者としての活動を行っていくにあたり、要約筆記グループ「つぼみ」の「パソコン要約筆記部」として、9月から自主学习を始めています。

現在、メンバー9名で、諏訪湖ハイツにて学習会を行っています。何台かのパソコンをHUB（ハブ）で繋ぎ、基本は二人でペアを組んで通訳を行います。文字の打ち込みの練習はもちろん、機材の取り扱い等もしっかり把握し、実際に通訳をする場でトラブルが起きないようにと学習中です。

今はまだ、実際の現場に出て通訳を行ってはいませんが、将来は、講演会、講習会、式典等で利用して頂き、耳の不自由な方々のお役に立てるような通訳者になりたいと思っています。

パソコン要約筆記を体験してみたい方、学習会を見学してみたい方はぜひご連絡ください。☎22-3311 (今井)

パソコン要約筆記は音声を聞きながらパソコンのキーボードから文字を入力し、表示して耳の不自由な方に話の内容を伝えます。

- ・入力しているパソコンの画面を隣に座って読んでもらう。
- ・入力した文字をテレビ画面やスクリーンにプロジェクターを使用して映す。など会場、利用者数、利用者のニーズに合わせて情報保障をします。

発行・編集

岡谷市社会福祉協議会
〒394-0081
岡谷市長地権現町
四丁目11番50号

☎ 24-2121

☎ 24-3555

ホームページアドレス

<http://www.okaya-shakyo.or.jp>

メールアドレス

info@okaya-shakyo.or.jp

福祉バザーにご協力ありがとうございました

売上金 603,674円

10月28日(土) 諏訪湖ハイツ(中2階・3階)で福祉バザーが行われました。

売上金は、障害者団体への助成、岡谷市障害者福祉推進実行委員会事業費や、資金への積み立て等障害者福祉のために有効に活用させていただきます。



また、1階ロビーでは、7月豪雨災害のときに全国からお寄せいただいた義援物資の販売を行いました。売上金600,066円は、義援金に繰り入れ、被災された方々へ配分されます。ご協力ありがとうございました。

「希望の里つばさ」障害児社会参加促進事業

長野県諏訪地方事務所より、平成18年度障害児社会参加促進事業、受託事業者の委託を受け、スポーツ・レクリエーション・文化行事等計10回の活動の場を提供・運営させていただくことになりました。

多くのみなさんの参加をお待ちしています。



夏祭りの様子

今後の行事予定

- 12/17 サックスコンサート
- 1/20 新年会
- 2/17 ブローチ・マフラー作り
- 3/17 食事作り

ボランティア募集!!

月～金AM9:30～PM3:00 お好きな時間でかまいません。関心のある方は、ぜひ一度「希望の里つばさ」へお立ち寄りください。*施設見学いつでも受け付けています。

問合せ 希望の里つばさ
岡谷市神明町4-11-14
☎22-5874 ☎23-6864
ホームページアドレス

<http://park22.wakwak.com/~kibou-tsubasa414>

ひだまりの家

「ひだまりの家」では、思いもよらず「心の病」を患ってしまった人が、同じ仲間と話し合ったり、社会復帰をめざして生活のリズム感を養ったり、軽作業を通して集中力を養ったりしています。

日常の活動は市民の方から頂く古布を工業用ウエスに裁断、菓子箱の組み立て、お菓子の袋詰め、そして目玉商品である藍染めのスカーフやテーブルクロス等の製品等を作ったり、明るい雰囲気です。

家に引きこもっている人はぜひ一度お越しください。

また、ご家庭で不要となりました「綿」のシャツ等を頂ければ助かります。ぜひご協力をお願いします。

住所 岡谷市長地権現町4-11-50
☎・☎24-4633

寄付のお願い

虹の家は、精神に障害のある方々の社会復帰を目指すための施設です。

みんなで製品を作ることにより、働く喜び、満足感を味わい、製品の販売を通じ、地域の方々に精神障害者に対する理解を深めたいと考えています。

自主製品作りに必要な材料の寄付をお願いします。お願いしたいもの

- ・新しいタオル (名入りOK)
- ・リボン (なるべく長いもの)

虹の家にお持ちいただけない際は、ご連絡をいただければ受け取りにうかがいます。ご協力よろしくをお願いします。

問合せ 社会復帰支援センター 虹の家
岡谷市長地小萩1-10-18
☎26-7533 ☎26-7530

虹の家

湖畔病院

国道20号

「社協だよりゆめ」は共同募金の配分金で印刷されています

自家用自動車有償運送サービス (車いす移送車有償運送事業)

バス、タクシー等の公共機関を利用することが困難な高齢者および障害者（車いす利用者を含む）の外出の利便を図り、社会参加の促進および社会福祉の向上に寄与するための福祉輸送サービス事業です。

●利用対象者

岡谷市内に居住し、次の要件をすべて満たす方。

- 1) 岡谷市社会福祉協議会に予め登録した会員（福祉輸送サービスの利用者に限る）および付添い人。
- 2) 次のいずれかに該当される方で、日常の外出において、ひとりではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な方。
 - ① 介護保険法の「要介護者」および「要支援者」
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ③ 肢体不自由者もしくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）
精神障害者もしくは、知的障害により単独の歩行が困難な方で、①または②に該当しない方

●運行時間

原則として月曜日から金曜日まで
（祝日および12月29日から
翌年1月3日までを除く）
午前8時30分～午後5時



●利用料金

岡谷市内	一律	550円
市外		550円+市外の区域1kmあたり 30円

●その他

有料道路通行料および有料駐車料金などの使用料金については利用者負担

自家用自動車有償貸渡事業 (車いす移送車レンタカー事業)

従来実施してきた「車いす移送車貸し出しサービス事業」についても道路交通法第80条第2項の許可車両として実施しています。
家族旅行、リフレッシュ、通院、買物等ご自由にお使いください。

利用料	5km未満	100円
	5km毎	100円加算

申込み 問合せ	岡谷市社会福祉協議会
	☎24-2121 ☎24-3555

「地域福祉権利擁護安心ネットワーク事業」

高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などにかかわる相談や援助をし、その方の生活を支援する事業です。

安心してご相談、ご利用ください。

利用対象者

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用や利用料の支払いなど、自己判断で適切に行うことが困難であると認められる方。

援助内容

①福祉サービスの利用援助

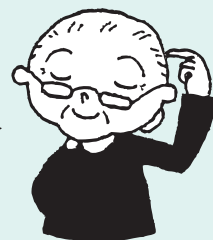
- ・福祉サービスを利用、または利用を止めるために必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについて苦情解決制度を利用するとき

②日常的金銭管理サービス

③書類などの預かりサービス

*ただし②③のサービスは①の福祉サービスの利用援助に付随したものにになりますので、金銭管理・書類などの預かりサービスだけの利用はできません。

このごろ物忘れが
ひどくて、福祉サー
ビスの利用料の支払いを
忘れちゃうのよね



相談・問合せ

社会福祉協議会

☎ 24-2121 ・ ☎ 24-3555

利用料 1時間あたり 1,000円 交通費 1kmあたり 20円
(書類などの預かり料金は実費相当分が必要となることもあります)

社会福祉協議会が提供する 福祉サービスに関する 意見・要望・苦情など

社会福祉協議会は、みなさんに常に気持ちよくサービスを利用していただくために、本会が提供する事業に関する意見・要望・苦情などをお聞きし、サービスの質の向上に努めます。いつでもお気軽にお申し出ください。

事業所名 (社) 岡谷市社会福祉協議会

連絡先 〒394-0081

岡谷市長地権現町4-11-50

☎ 24-2121 ・ ☎ 24-3555

○事業所の担当職員に直接ご相談ください。

苦情解決責任者 金子 明 (事務局長)

苦情受付担当者 古畑福和 (次長)



お気軽にお寄せください

●事務所の職員に言いづらい場合は第三者委員にご相談ください。

第三者委員 横内 良一 ☎ 23-7088

小口 恒久 ☎ 22-7414

宮坂みや子 ☎ 23-3920

●介護保険制度のサービスを受けている方は、
介護福祉課 (内線1283)、または長野県国民健康保険団体連合
会 (〒380-0871 長野市大字西長野宇加茂北143-8 ☎026-
238-1580 ☎026-238-1560) でも受け付けています。

●県でも苦情相談、解決のためのあっせんを行っています。

長野県福祉サービス運営適正化委員会

〒380-0928 長野市若里7丁目1番7号

(長野県社会福祉総合センター内)

苦情受付 ☎ 0120-28-7109

委員会事務局 ☎ 026-226-2210

☎ 026-291-5180

E-mail fukushi7109@nsyakyou.or.jp

「社協だよりゆめ」は共同募金の配分金で印刷されています